

平成 27 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 6 月定例会付託案件 | 1 |
| 2. 所管事務調査 | 3 0 |

平成 2 7 年 6 月 3 0 日（火曜日）

文教福祉委員会会議録

平成27年6月30日 火曜日

午前10時00分開議

午後 0時45分閉議（実時間141分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第53号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）
1. 議案第54号・平成27年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号
1. 議案第57号・専決処分の報告及びその承認について（八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
1. 議案第65号・八代市介護保険条例の一部改正について
1. 議案第66号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
1. 議案第67号・八代市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について
1. 議案第68号・八代市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査（八代市（中央）公民館体制の基本的方針について）
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	中村和美君
副委員長	西濱和博君
委員	友枝和明君
委員	橋本隆一君
委員	堀徹男君
委員	堀口晃君
委員	村川清則君

委員 百田 隆 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長	宮村博幸君
教育部総括審議員兼次長	釜道治君
生涯学習課長	澤田宗順君
学校教育課長	渡邊裕一君
教育政策課長	宮田 怪君
健康福祉部長兼福祉事務所長	上田淑哉君
健康福祉部次長兼福祉事務所次長	山田 忍君
こども未来課長	白川健次君
長寿支援課長	秋田壮男君
国保ねんきん課長	小川正芳君

○記録担当書記 松本和美君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中村和美君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第53号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）

○委員長（中村和美君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第53号・平成27年度八代市一般会計

補正予算・第1号中、当委員会関係分を議題として、説明を求めます。

まず、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長（宮村博幸君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、宮村教育部長。

○教育部長（宮村博幸君） はい。改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育部、宮村でございます。教育部に異動しまして、初の委員会ということで緊張しております。どうぞよろしくお願いいたします。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

それでは、議案第53号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第1号中、第9款・教育費総額は、2282万4000円を計上いたしておりますが、経済文化交流部所管分を除きました1247万6000円につきまして、釜教育部総括審議員兼次長が説明をいたしますので、よろしく御審議お願いいたします。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、釜教育部総括審議員兼次長。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）釜です。

補正予算書の説明に当たらせていただきます。座ってよろしゅうございますか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） よろしくをお願いいたします。

それでは、早速でございますが、説明に入らせていただきます。

議案第53号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第1号中、教育部所管分について説明をさせていただきます。

予算書の7ページをお願いいたします。

歳出の第9款・教育費に2282万4000円を追加し、補正後の額を55億7556万6000円とするものでございます。

なお、補正額中、教育部が所管いたします金額は1247万6000円で、その他の額約1000万円は、経済文化交流部が所管をいたします。

それでは、歳出の具体的内容について説明をいたします。16ページをお願いいたします。

16ページの、款9・教育費、項2・小学校費、目2・教育振興費でございます。

補正額が45万5000円、特定財源は全額県委託金でございます。

これは、教育研究校推進事業（小学校）でございます。当初予算確定後に研究指定が決定したことから、今回の補正予算計上となっております。2カ年の継続事業でございます。

学校における教育課程及び指導方法等について調査研究を行い、もって学習指導の改善充実及び教育課程の基準の改善に資することを目的に、県から委託を受けて行うものでございます。

指定校は、八千把小学校で、研究主題は意見や考えを交流し、お互いの読み、これは読み書きの読みでございますが、読みを深め合う国語科学習、サブタイトルとして、単元を貫く言語活動を位置づけた指導法の工夫・改善でございます。

節の区分ごとの内容といたしましては、報償費3万円は講師謝礼、旅費28万2000円は文部科学省が開催します連絡協議会や、研究協議会への出席及び先進校視察が主なもので、需用費14万3000円は消耗品費や印刷製本費が主なものでございます。

次に、項3・中学校費、目2・教育振興費でございます。

補正額が70万円、特定財源は全額県委託金

でございます。

これは、教育研究校推進事業（中学校）でございます。平成27年度に入り研究指定が決定したことから、今回の補正予算計上となっております。2カ年の継続事業でございます。

この事業は、子供たちみずからが考えた主体的な取り組みや、学校・家庭・地域の連携による支援体制の充実により、いじめを許さない環境づくりを推進することを目的に、県から委託を受けて行うものでございます。

今回は、八代地区が指定を受け、鏡中学校を指定校として、子供たちによるいじめ防止推進事業に取り組みます。

節の区分ごとの内容としましては、報償費10万5000円は、命を大切にすることを育む教育講演会や、校内研修の講師謝礼が主なもので、旅費3万9000円は講師招聘及び先進校視察に要する経費、需用費7万1000円は消耗品費が主なもので、役務費17万7000円はいじめ防止啓発用の懸垂幕、のぼり旗に要する経費であり、委託料27万6000円はいじめ問題の未然防止や、早期発見等に活用できるhyperQUアンケートに要する経費、使用料及び賃借料3万2000円は、リーダー研修に要する経費でございます。

次に、項7・社会教育費、目1・社会教育総務費でございます。

補正額が1132万1000円、特定財源49万7000円は県補助金、1050万円は自治総合センターコミュニティ助成事業助成金でございます。

補正額の事業費内訳は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業が82万1000円、自治総合センターコミュニティ助成事業が1050万円でございます。

事業ごとの内容について説明いたします。

まず、学校・家庭・地域の連携協力推進事業でございます。平成27年度に入り、県の実施

要領が施行されたことから、今回の補正予算計上となっております。

これは、新規事業である地域未来塾を活用し、家庭での学習が困難、学習習慣が十分に身につけていない、あるいは近くに塾がなく学習塾に通えない等の生徒への学習支援を行うもので、平成27年度はモデル的に地理的理由から学習支援を受けにくい生徒への支援を行うものでございます。

対象校は、二見中学校、坂本中学校で、二見中学校につきましては中学3年生を、坂本中学校につきましては全学年を対象に、年度末までそれぞれ30回の開催を計画しております。

特定財源といたしまして、県補助金49万7000円を充てております。

次に、自治総合センターコミュニティ助成事業でございます。平成27年3月に事業採択されたことから、今回の補正予算計上となっております。

これは、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を活用し、老朽化している鏡町大還公民館コミュニティセンターの建てかえに対し、補助を行うものでございます。

事業主体は、鏡町大還自治会、総事業費は2272万1000円、助成金額は1050万円でございます。

次に、節の区分ごとの内容について説明いたします。報償費33万円は、学習支援員謝礼、旅費31万2000円は学習支援員の交通費、需用費9万9000円は消耗品費、役務費6000円は連絡用通信費、委託料7万4000円は会場使用に伴う所要経費でございます。

以上は、全て、学校・家庭・地域の連携協力推進事業分であります。

次の、負担金補助及び交付金1050万円は、大還自治会へのコミュニティ助成金でございます。

以上が、教育部が提案をいたしております補

正予算の内容でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、終わりました。

以上の部分について、質疑を行います。質疑、ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。説明の中で、学校・家庭・地域の連携協力推進事業、この中で、二見と坂本を選ばれた理由、それと二見については3学年だけ、しかも、それと坂本は全学年という、こういうふうに区別をする、確かに、モデル的にこうされるというお話ではありましたが、その辺の二見と坂本を選ばれた理由と、学年がなぜ全学年じゃないのかという部分、この辺のところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、釜次長。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。まず、説明の中で、モデル事業という表現を使わせていただきました。今年度、国・県の制度化という形で、新規事業としてなされております。

よって、今年度につきましては、県内でも大体初年度として30カ所ぐらいを計画をしたいというところからスタートしておりまして、そういう県の補助枠も含めると、大体私ども八代地域で、大体2カ所前後が1つのメルクマールとなるということで、この事業のまず数を設定をいたしております。

そして、坂本中学校、二見中学校については、今回のテーマが、いわゆる学習習慣の確立でありますとか、基礎学力の定着ということを目指す中で、学校として坂本中学校につきましては火曜と木曜日にほかの曜日と授業のスケジ

ュールを変えまして、約、既に週に2回ほど、30分から40分ぐらい自主学習の授業の取り組みをなされておられます。

二見中学校におきまして、学校が終わりまして、大体クラブ活動が終わるまでの時間について、自主学習ができるような取り組みを今、先進的にやっておられるという、そういう環境がございます。

そういうところから、学校としても、ぜひこの事業を活用したいというようなお話もございました。

それと、地理的な理由ということからしましても、なかなか近所にそういう学ぶ機会という面を見た場合に、ほかの校区と違いましてその活用が少ないと、いわゆる例えば塾とか、そういうことの活用が少ないというような状況もありました。

そういう状況の中から、二見と坂本をまずモデル的に今回決定させていただいております。

そういう中で、二見中学校につきましては、3年生を大体、夏休みに入りまして、3年生に絞って、ほかの学年は自主学習をやりましますので、3年生について学習支援のお力もかりながら、基礎学力の充実を高めていきたい、そういう自主学習の形態として二見中学校から3年を御希望でございました。

それと、坂本中学校については、週に2回全学年図書室を活用してとか教室を活用してとか、そういう中でございますので、その中で1回3学年とも自主学習に続けた状態としてプラス1時間ぐらい、その学習の場をつくるというような形で行いたいと、そういう要望もございました。

要は、モデル的な形として、今、学校としてもそういう努力を重ねたいという御要望のところの選定、そしてそこに一番合った形での今回時間の設定、対象者の設定をさせていただいたと、そういう経緯でございます。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。大体内容はわかりました。しかし、八代市の中においての中学校という部分ではたくさんあるかと思えますけども、今のお話ではもう二見中学校と坂本中学校をもうピンポイントでそこを推されてるというような、そういう説明だったかと思えますけど、公募なんかはなかったんですかね。皆さん方に公募をするとか、どっか手挙げませんかという、この事業について手挙げませんかということとはなかったのか。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、釜教育部次長。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。私が聞いておるところでは、いわゆる一斉に公募をしたというようなことはございませんでした。1つには、新しく新年度に入りまして要領が設置されたというふうなところもございますし、先ほど申しましたように、現在の取り組みを一つのモデルとして活用したいというようなこと、そういうことから、この事業を、これは今後の予算の関係もございますけれども、国としましてはできるだけこういう自主学習や基礎学力を伸ばすような施策を、拡充をしていきたいというような狙いもございますので、そういう意味から、今回この制度の趣旨により近いというふうなところを、こちらから学校とも相談をさせて、まずは取り組みを始めさせていただいたと。

ですから、今回の1年間の結果については、当然それをまた検討・検証しまして、今後の活用にどうつなげていくのか、そういうところも含めた検討をしていきたいというところで今取り組んでおる最中でございます。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。まあ、モデルということでございますので、そのところは今後推進をしていかれるということで、了解させていただきます。

その中ですね、学習支援員の謝礼ということで、費用弁償も入ってるんですが、この学習支援員というのはどちら様がお見えになるのか、具体的に誰がどういうふうな形で子供たちに教育をなさるか、その辺ちょっとお聞かせください。

○生涯学習課長（澤田宗順君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、澤田生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤田宗順君） 生涯学習課、澤田です。

この支援員の方には、どちらかと申しますと学校のOBの方を（「OB」と呼ぶ者あり）使ってますね、お願いをして、取り組んでいただけるように考えております。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。学校OBって、教員、先生じゃないんですか。学校OBってどういうことですか。

○委員長（中村和美君） はい、具体的に。澤田生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤田宗順君） はい。学校を退職された教員、先生方ということでございます。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） その中においては、いろんな学科というか、科目があるかと思うんですけども、それを全部網羅するような形での、何人か体制をとられて、例えば英語の専門、数学の専門というふうなところでされるのか、もしくは1人の方が全ての教科を担当されるのか、その辺についてはどうなんですか。

○生涯学習課長（澤田宗順君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、澤田生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤田宗順君） はい。いろんな教科があるかというふうに思っております。ということで、一応学校と協議をしながら、どういう、この時間にどういう先生を宛てがえばいいかというところもですね、調整をしながら、支援員にお願いをするという形で考えております。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） それでは、何名ぐらいを今想定されて、例えば二見中学校の3学年に対して何名、そして坂本の中学校の全学年に対して何名という部分でちょっと教えていただきたいです。

○委員長（中村和美君） よかですか。

○生涯学習課長（澤田宗順君） はい。

○委員長（中村和美君） 澤田生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤田宗順君） 人数につきましては、これから県の教育事務所それから学校教育課とも協議、相談しながら進めてまいっていることになります。

大体そういうところで、日々検討を進めているところです。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。それではですね、この64万2000円の積算根拠、学習支援員の謝礼また費用弁償と出てますけども、64万2000円、これについての人数がわからないのに、この64万2000円という積算はどうやってやったんですか。

○委員長（中村和美君） はい、澤田生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤田宗順君） はい。これは1回当りの先生をカウント1としまして、年間

二見中学校については夏休みの時期から3月まで、それから坂本中につきましては9月から3月までということで、延べ大体30回程度ということで入れております。

で、県の積算の中に1回当りの額として、2万6000円という単価がございますので、それと30回という回数で積み上げたものであります。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） えっ、1回当り2万6000円。（生涯学習課長澤田宗順君「ああ、ごめんなさい」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。澤田生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤田宗順君） 2600円で、済いません、申し訳ございません。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 1回当り2600円をお支払いをされて、大体30分から40分程度というふうなことで、教員は何人するのかはわからない、それは例えばずっと1人で30回されるっていう状況もあるろうし、2人でされるっていう状況もあるろうし、3人という状況もあるっていう、例えば1回1回全部違うという状況の中で、30人がそこに張りつくっていう状況もあるわけですか。

○委員長（中村和美君） はい、釜教育部次長。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。先ほどは人選のこともありましたので、今後協議させていただきますという答弁したんだろうと思いますが、いわゆる二見中学校では3年生を対象に、いわゆる1カ所でやります。と、坂本中学校では各学年で3カ所でやりますということですから、あくまでも1カ所について基本的1人の学習員についていただくというようなことでございます。

ですから、それをもとに、それを7月夏休みから3月ぐらいまでやりますので、その回数が30回ということで補助単価を計算して、先ほどの、委員もおっしゃった金額の積算をいたしておるといようなことでございます。

○委員（堀口 晃君） はいはい、わかりました。

はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい、済いません。ちょっと長くなりましたけども、この中についてはですね、説明の中において地理的理由、経済的理由で、家庭での学習が困難という部分が1つ、それと学習習慣が十分身につけていない、あるいは塾に通えないという、そういう部分でのモデルケースとして、今2つの中学校を選んだわけなんですけども、今後ですね、ここ1年終わって、今後のことはまだわからないかもしれないんですが、今後このような形をそれぞれのところでとっていかれる予定はあるのかどうか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、釜教育部次長。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。要はこの制度自体ができた本質的な問題につきましては、いわゆる基礎学力の定着というのが非常に大切であると。そのためにも学習習慣、家庭での学習習慣等をつけることが非常に大切だと、そういう基礎学力がなかなかないことをもって、自分に自信がなくなったり、不登校の原因になったりと、そういう全国的な傾向もございますので、こういう制度を地域の中で頑張ってやっていこうというようなことがこの設置の趣旨でございます。

そういう意味から、基礎学力とか地理的な問

題でそういう機会が少ないというふうなお話をさせていただいたところでございます。

ただ、これは、要は都市部であろうが、例えば都市部から離れた学校であろうが、そういう問題は当然抱えておるといようなことでございますので、狙いとしてはそれをなるべく広げていこうというのが狙いでございます。

ただ、そういう中で、当然今回も大体国・県・市でおおむね3分の1ずつ負担をするということでございますので、そういう予算の関係もでございます。

そういう意味から、同じところをずっとしたほうがいいのか、大体予算枠がある程度、もうちょっとふえることは可能だと思いますが、そういう中でこの一、二年はこういうエリアでやってみたらいいのかとか、そういうような学校の選定についても、いろいろ今後のモデルも含めた中で、やっていければなというような考え方でおるところでございます。

なかなか全てをやるというのは財政的にもちょっと厳しいということも考えられますので、しっかりこの一、二年は見ていきたいというふうに思っております。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。

はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。これから要望になるんですけども、ある特定の地域というふうなところになると、どうしても公平性に欠けるのかなというようにそこ、今次長がおっしゃられましたように、都市部でもそういう部分は確かにあるわけですから、都市部も含めてですね、八代市全体的に、基礎学力の向上ということが目的ならば、その部分に特化したような状況で、地域にかかわらずですね、ぜひこの辺を進めていただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい、ほかにござい
ませんか。

○委員（村川清則君） ちょっと確認して。

○委員長（中村和美君） はい、村川委員。

○委員（村川清則君） 説明の中で、近くに塾
がなく、学習塾に通えない生徒への支援を行
う、今の学校教育というのはもともと塾ありき
なんですか。基本的なところ。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） は
い。

○委員長（中村和美君） はい、釜教育部次
長。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） も
ともとどうかということに対する御返答は、ち
よっと私では難しいんですが、ただ当然学校教
育の中で今回いろんな国語科の研究指定も受け
ておりますけれども、いろんな角度で子供たち
の学力をやっぱり向上させていかなんというこ
とで、学校としては一体となって取り組んでお
るところです。

ただ、いろいろ以前と違いまして、子供を取り
巻く環境が非常に変わってきておると。いわ
ゆる、例えば以前家庭で保護者が一緒になって
指導できたようなこともあるかもしれませんが、
御案内のとおり、共働きの世帯がふえたり、
単身的な世帯もふえたりとか、そんないろ
んな状況もございます。

そういう意味から、そこでのマイナス的なと
ころをどうにかプラスに転じれぬのかというふ
うなことでございます。

で、塾に行くことを前提にというのは、当然
していないと思いますが、実際、結構高い割合
で塾に子供たちが通っておるというようなと
ころは見受けられておるのが現状の評価だと思
います。

そういう意味から、都市部に比べますと、都
市部から離れたところの子供さんたちは、最大
限親の協力がないとそういう塾にも通えない

ゆうところもございまして、その通塾率もパー
セント的には非常に低いと、そういう面も見受
けられます。

そういう意味からも含めて、総合的に今回こ
の事業に取り組ませていただいておりますという
ところでは。

○委員長（中村和美君） はい、村川委員。

○委員（村川清則君） 学校のカリキュラムに
対して、授業時間あたりがついていかないとい
うのであれば、週5日制の弊害じゃないのかな
と、そういうことも思うんですけれども。まあ
釈然としませんが、理解いたします。

○委員長（中村和美君） はい。ほかはありま
せんか。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、百田委員。

○委員（百田 隆君） これは単なる地理的条
件だけからですかね、この事業は。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） は
い。

○委員長（中村和美君） はい、釜教育部次
長。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） 地
理的な条件というのも大きな制度を設計され
たときの趣旨としてございます。

ほかには、例えば経済的な面も含めて、なか
なか塾に行けないというようなことも、要素の
中にはございました。

それと、なかなか家庭の中で学習する場も得
にくいというようなことも見られると。そうい
ういろんな要素を含めて、子供たちの学ぶ環境
づくりをやりたいというようなのがこの趣旨、
設立の意味でございます。

○委員長（中村和美君） はい、百田委員。

○委員（百田 隆君） だったらやっぱり、都
市部でもこれは考えられることですね。（教育
部総括審議員兼次長釜道治君「はい」と呼ぶ）

はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） はい。ほかはありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。この事由に関連して私もお尋ねしたいと思うんですが、今回は国の新たな取り組みということで、県内で30程度が考えられるという中で、八代地区で2校モデルということで、こういう取り組み、積極的にですね、手を挙げられたこと自体、私、評価したいというふうに思います。

私も、視点としては地域的な課題ばかりでなく、やはり今叫ばれてる子供の貧困連鎖、それをいかに地域社会で見守って国の意向をかなえるかということが大事な見方かなというふうに思う中で、確かに次長お話しの経済的理由も一つの要素となっているということでございますので、今回、八代市がこの事業に手を上げる検討のプロセスの中で、限られた時間だったと思うんですが、経済的理由をもったの視点で御検討なされたところがありますかというのが1つと、もう1点は、熊本県の30カ所ぐらいの中で、他の自治体で経済的理由をもって事業に取り組まれているところがあるかないか、あるいはその箇所数を教えていただければと思います。

以上、2点お願いします。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、釜教育部次長。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。他市での取り組みについては、恐縮ですが、事業をスタートさせたという趣旨の確認まではいたしておりません。いわゆる制度の趣旨をベースにしておるのではなかろうかというふうに思っております。

それと、経済的な理由ということで、個々の

地域云々ということについてはわかりませんが、ただ教育委員会でも所管しております準要保護世帯への支援率といいますか、支援世帯数というのは、最近やはり増加傾向にあるというようなことは、数値として出ております。

そういう意味から、やはり経済的な世帯の状況の差というか、そういうものも背景としてあるというふうに考えております。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。今後の課題としてお取り組みいただきたいなど願いを込めて質問させていただきたいんですが、御承知のとおり生活困窮者自立支援法が施行されまして、これは健康福祉部のほうでも既にですね、その法に基づいた取り組みをスタートさせていらっしゃるわけなんですが、生活保護世帯ばかりでなく、いわゆる制度のはざまになっている例えば準要保護の子供さんあたりも救えれば、手を差し伸べればどうかと思います。

行政においては、市長部局それから教育委員会と、それぞれかかわり方は違うかもしれませんが、今回せっかくこういう取り組みを八代市としてスタートされていらっしゃると思いますので、今後に向けてですね、健康福祉部との連携だとか、あるいは学校地域応援団ですかね、ここでも八千把あたりでは地域の力を活用した子供たちへの教育などもなされているモデル的なところもあるかと思います。生涯学習課、十分御承知でいらっしゃいますので、そういったところを予算がなくても地域に定着して志ある大人がそういう子供さんたちに手を差し伸べられるような風土をですね、つくっていただくような方向で御検討いただければと思いますが、いかがでしょうか、健康福祉部の連携とかの観点につきましては。

○教育部長（宮村博幸君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、宮村教育部

長。

○教育部長（宮村博幸君） はい。今、西濱委員からありましたように、健康福祉部のほうともそういう生活困窮者、制度的なですね、はざまの皆さん方のことあたりとも、健康福祉部のほうとも協議をいたしまして、広く行き渡るようなことを考えてまいりたいと思います。

○委員長（中村和美君） いいですか。はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい、よろしくお願いします。

○委員長（中村和美君） はい。ほかはありますか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。教育研究校の推進事業の中学校のほうなんですけども、これに hyper Q U。（「hyper、はい、Q U」と呼ぶ者あり）Q Uでいいんですかね。どういう言い方するのか、わからない、今先ほど説明では、安定というふうにおっしゃられたんですが、講師の謝礼とかよりも非常に金銭的には大きなというふうに思ってるんですが、このこの hyper Q Uというこの委託はどういうものなんでしょうか。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、釜教育部次長。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。まず、Q—Uというのと、今回 hyper Q Uという、そのものを今回指定研究校には取り入れるということなんですけれども、まずQ—Uテストにつきましては、やる気のあるクラスをつくるためのアンケート、そして居心地のよいクラスにするためのアンケート、こういったアンケートをする中で、生徒個々の学級生活における満足感とか、学校生活における意欲で

すね、そういったものを分析することで、不登校になる可能性の高い生徒の早期発見でありますとか、いじめの発生・深刻化の予防、そういったものに活用するというところでございますが、hyper Q Uにつきましては、それに加えてまして日常の行動を振り返るアンケート、ソーシャルスキル関係の項目が入ってまいります。いわゆる対人関係の基本的なマナーやルールが守られているかという配慮に関する問題とか、人とかかわるきっかけや関係の維持ができるかというそのかわりについて、そういう項目がふえることで、さらに先ほど申しましたいじめや不登校、そして学級崩壊の予防とか、よりよい学級集団づくりに活用するためのいろんな指標を出すということと、それを hyper の場合は生徒変革用の個人票が附属されておりますので、生徒自身へのフィードバックも可能であると。

そういうような形で、このQ—Uないし hyper Q Uというのは、今全国的にも広く活用されておる制度でございます。

そういう中で、本市としましては、中学校1年生については既に当初予算で1回分の委託料を組んでおります。で、今回、研究指定ということで鏡でございますから、これを年に2回行うということで、1年生のプラス1回部分と、2年、3年生の2回分ずつを今回予算化をさせていただいておるといようなことで、その所要経費を今回お願いをいたしておるといところでございます。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。私が聞きたいのはですね、アンケートというと、我々が自分たちでつくった部分で、その中で子供たちにアンケートをとって、それを集計して、その方向性というふうな部分を見きわめるというふうなところになるんだろうと思う。

で、委託をしなければならない、なぜ委託をしなければならないのか、その辺の効果がそれだけあるのか、自分たちでやることと委託をするという部分について、どのような違いがあるのか、その辺についてちょっとお聞かせください。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい。失礼いたします。学校教育課長の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

hyper Q UそれからQ—Uに関するお尋ねかと思えますけども、数年前からQ—Uの実施を中学1年生で全生徒に対して行っております。先ほど次長のほうから説明がありましたように、子供たちが学級の中でどのような状況にあるのか、学級担任に言えない部分、話せない部分もこのアンケートによって見えてくる部分がございます。

で、相談体制をしっかりとっていますものの、子供たちの内面をより深く、全国的なQ—Uによってつかむことができいております。

学校ではいじめアンケートですとか、いろいろな形で県の様式あるいは学校で考えた様式でやっておりますけども、それだけではまだまだ不十分ということで、この非常に全国的に確立された方法で学級の中での位置、それから心理的な位置ですね、さらには個人の悩み等もつぶさに見てとれるということで、各学校がこれを分析をして、それぞれの子供に対する教育相談に当てたり、学級経営に今効果を発揮しようと努力して研究をしているところでございます。

以上です。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。ありがとうございました。その中でですね、今全国的にも普及

して、もうどんどん活用しているという状況があって、このQ—Uをやることによるメリットと、自分ところで作る自社アンケートというか自校アンケートという部分の違いで、具体的に何かお示しいただけるものがございませうか。

○委員長（中村和美君） はい、渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 学級の中での相関図みたいなものがですね、例えば40人の学級の中での位置というのが、非常に意欲を持っている、あるいは意欲が少ない、あるいは侵害といいますか、いじめを受けているおそれがあるとかないとか、そういったものをグラフ等であらわすようになっております。

これが自前のアンケートではなかなかそこまでは出ません。さらにこれを2回実施するということで、1学期、5月、6月に1回、さらには11月、12月にもう1回ということで、学級の中での変容を見るということがグラフ化によってできますので、その子供がこの半年間の中でどのように気持ち、心理的に変容したのか、人間関係が変化したとかが見てとれることができますので、今度委員のほうにですね、そういった具体的な資料をお示ししてごらんいただこうかと思っております。

○委員（堀口 晃君） わかりました。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。私自体、金額のところの部分だけではなくて、自分ところで作れるものについては、自分ところでアンケートをとって、子供たちをよりよく身近に感じるという状況が必要ではないかなというふうに思ったものですから、今ちょっと質問させていただきました。

後で資料をいただけるということではございますので、はい。よろしゅうございます。

○委員長（中村和美君） はい。ほかはありま

せんか。はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。私も教育研究校推進事業小学校と中学校、この件についてお尋ねしたいんですが、それぞれ今回の補正予算額が小学校では45万5000円、それから中学校では70万円というふうにお示しされております。

この金額の根拠、算定根拠をお尋ねしたいというのと、もちろんこの事業をするためには、どういった経費が対象になるかというのが定められているというふうに思いますが、実際この事業を行う上において、これ以外に必要となる経費は想定されませんか。

以上、2点、お尋ねいたします。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。じゃあ、まず……。

○委員長（中村和美君） はい、釜教育部次長。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） まず、今回、先ほどの予算説明の中でも全額県の委託金を充てておるということでございます。で、その中で、当然必ずこの項目はやるべきというような項目については、具体的な各学校の取り組みの事業化の中で入れております。で、事業分はそういう部分。

そして、旅費につきましても、基本的にはこの事業、この事業、この事業については全額補助をいたしますというような構成に基本的になっております。

そういう意味から、委託を受けるに当たって必要な項目については、全て組み込んでおるということでございます。

で、その積算というようにお話がございましたが、積算の内訳については、先ほど予算の中でお話をさせていただきましたが、たとえば中学校のほうにつきましても、当然県の実施要領が定められておりますので、事業の実施内容としまして一例を申し上げますと、いじめ防止に

向けた小・中学校、児童会、生徒会の地域リーダー研修、こういったものを行いなさい、また地域の実態に応じ、学校・家庭・地域が連携した学校支援体制を構築しなさいというようなこと、それと児童会・生徒会が主体となったいじめ防止の取り組みを事業化しなさい、仲間づくりを主眼とした宿泊を伴う体験活動、そういったものをやりなさい、そういった必要な項目がございますので、それを指定校で取り入れられるものは予算化をして、今回予算のお願いをいたしたところです。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。私が実はお尋ねしたかった背景がですね、こういう取り組みをするに当たっては、当然、学校の先生方のかかわり合いというのが出てこようかと思えます。で、これを年間で推し進めていくためには、当然いわゆる日中の子供さんたちの御指導当たられる時間帯ではなかなかそういった時間の確保って難しいと思いますので、現実的にはいわゆる勤務以外の時間帯といいますか、時間外といいますか、そういうところなくしては多分実施というのは難しいのかなって思ったところでございます。

したがいまして、県のほうからはかくかくしかじかの項目に対してはリクエストすれば、審査の上、補助と認めましょうというのがありつつも、実際それに携わる人件費の部分ですね、先生方の労力なくしてはできないかというふうに思いますので、そこのところは言わずもななかもしれませんが、日常業務とは別途にこういう子供たちのために意義ある取り組みをなさることになりますでしょうから、既存の予算の中でもですね、そういった部分に対するしっかりした支援の体制づくりをしていただければなという思いで質問したところでございます。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、なければ質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で、第9款・教育費については終了します。

小会します。

（午前10時46分 小会）

（午前10時48分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部から説明願います。

はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部でございます。

委員長御案内のとおり、議案第53号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第1号中、健康福祉部が所管いたします第3款・民生費及び第4款・衛生費につきまして、山田次長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、山田健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部次長の山田でございます。よろしくお願いします。

それでは、早速座りまして説明いたします。

○委員長（中村和美君） はい。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） それでは、こちらです。別冊になっております議案第53号でございます、平成27年

度八代市一般会計補正予算・第1号をお願いいたします。

文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部所管分について御説明します。

3ページをお願いします。

第1表・歳入歳出予算補正の歳出でございますが、まず款3・民生費の項1・社会福祉費で、補正額3532万6000円を追加し、補正後の予算額は102億3478万円と、また、項2・児童福祉費で1億3457万円を追加し、補正後の予算額は88億2516万7000円としております。

民生費の総額は、2つ上になりますが、220億606万4000円としております。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費で、87万円を追加し、補正後の予算額は17億6297万7000円としております。

衛生費の総額は、1つ上になりますが、43億9434万8000円としております。

続きまして、12ページをお願いします。

歳出の具体的な内容を説明します。下の表になりますが、まず款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費で3532万6000円を計上しております。これは介護保険特別会計への繰出金でございます。

その内訳ですが、いずれも介護保険制度改正に伴うもので、所得区分が第1段階にある低所得者の保険料軽減を50%からさらに5%上積みするための一般会計からの補填額3275万3000円と、平成27年8月から実施される一定以上の所得のある人の利用者負担が1割から2割になることなどによる電算システムの改修費の2分の1の国庫補助金の残りに対する一般会計からの繰り出し額156万3000円、また、介護保険負担割合証の送付などに係る窓あき封筒の印刷費及び郵便料などの事務費全額の一般会計からの繰出額101万円でございます。

なお、特定財源として介護保険料軽減の補填分に対しては、国から4分の2、県から4分の1の負担金があります。

次に、13ページになりますが、項2・児童福祉費、目1・児童福祉費総務費で3536万6000円を計上しております。これは、放課後児童クラブに関する放課後児童健全育成事業の質の改善に向けた支援を図るための新規補助メニュー分の委託料の増額でございます。

その内訳ですが、子供の安心・安全を確保するため、学校から放課後児童クラブへの移動に、高齢者などを活用して送迎を行う放課後児童クラブ送迎支援事業として14クラブ分の609万円、非常勤職員を常勤職員として配置する場合に、賃金改善を行う放課後児童支援員等処遇改善事業として4クラブ分の1132万4000円、障害児5人以上の受け入れを行う場合の、さらに1名の加配の職員を雇用する障がい児受入強化推進事業として8クラブ分の1369万6000円、児童19人以下の小規模クラブに放課後児童支援員の複数配置を行う小規模放課後児童クラブ支援事業として8クラブ分の425万6000円です。

なお、特定財源として国からの交付金、県からの補助金がそれぞれ3分の1あります。

また、目3・保育所費で9920万4000円を計上しております。これは私立の保育所の施設整備事業を補助するものでございます。

東陽町にあります太陽保育園の現園舎は、昭和51年の竣工で老朽化が進み、保育の実施にも支障を来しているとともに、園舎の一部が土砂災害警戒区域内に含まれています。そのため、今回、移転改築されることになりましたので、その園舎改築費に対し補助を行うものでございます。

なお、特定財源として、国からの交付金が3分の2あります。

続きまして、下の表になりますが、款4・衛

生費、項1・保健衛生費、目2・予防費で87万円を計上しております。これは、前年度に引き続いての風疹予防接種事業で、妊娠を希望する女性のうち、県が実施します風疹抗体検査事業及び過去の妊婦健診で、風疹予防接種が必要と判断された方などに対し、予防接種費用86000円のうち、6000円を助成するもので、対象者は145名を予定しています。

なお、特定財源として県補助金が2分の1あります。

これで、平成27年度八代市一般会計補正予算・第1号の健康福祉部所管分の説明とします。御審議、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について質疑を行います。

○委員（堀 徹男君） いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。放課後児童健全育成事業の新しい新規事業というのが、送迎支援というのがありますけれども、私のイメージとしては学校の中にあつたりとか、千丁だったら千丁小学校のところから千丁公民館の2階かな、かなんかでされてるとというようなイメージがあつて、何か送迎というのがちょっとぴんときないんですけど、14クラブもあるということで、どこにどんなものがあつて、どんな送迎をされるのかっていうのをちょっと教えていただけますか。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） こども未来課、白川でございます。

放課後児童クラブにつきましては、今委員おっしゃいましたように、基本的には学校の敷地内で実施するというのが一番子供にとっては安心・安全のところではありますが、本市の場合には、例えば社会福祉法人ですね、保育園で実施

をされている放課後児童クラブというのがたくさんあります。

そういうようにですね、学校の敷地外、少し離れたところで放課後児童クラブを実施されている場合に、放課後児童クラブまでの送迎ですとか、あるいはそこから帰宅をされるときに地域の高齢者ですとか主婦、そういった方につき添いをしてもらって、あるいは園のバス等で送迎をしたりする、そういう場合に支援をするという事業ということになります。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。具体的に、何か保育園とかが持たれてるバスとかのガソリン代とかっていう、そういった類いのものですか、送迎支援って。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。ほかの国ですね、補助の対象になっている場合には、重複して受けることができないというふうになっているんですが、八代市の場合に、私立保育園はバスでの送迎を福祉事業という形でされておりますので、今回は今言われましたようにバス自体を買うような費用というのは対象になりませんが、人件費ですとかあるいは燃料代、そういったものが対象になるかと考えております。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 同じく、放課後児童健全育成事業についてお尋ねします。

たしか八代市は24クラブあったと思うんですけども、もし違っていたらお願いします。その中で、先ほど障害児の受け入れちゅうことで

5人以上に受け入れる場合加配がつくという話でした。障害児という方の状態ですね、どこまでを障害児としているのかということ、いわゆる発達障害等は含まれているのかということと、それとたしか放課後の場合は3学、——1、2、3年生までだったのですかね。障害のある子供さんも1、2、3までなのか、それ以上受け入れが可能なのか、ちょっと気になったので、お尋ねいたします。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。障害児につきましては、基本的には身体障害者手帳をお持ちですとか、あるいは療育手帳をお持ちということもありますが、児童相談所あたり、公的機関でそういった障害をお持ちの方と同程度の配慮が必要であるというような認定を受けられた場合には、処理を行うということでございます。

それから、昨年度までは1年生から3年生までが放課後児童クラブの対象児童でございましたが、今年度から新しく子ども・子育て支援新制度がスタートいたしまして、対象児童が1年生から6年生までというふうに拡大をしております。

その中で、障害児につきましても、基本的には1年生から6年生までを対象とするということになります。

なお、済みません、放課後児童クラブにつきましては、現在、本市では26クラブでございます。（委員橋本隆一君「今、26ですか」と呼ぶ）はい。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。理解できました。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。同じくなんです
が、放課後児童支援員等の処遇改善事業という
のが今回1132万4000円上がっております
が、恐らくこれ、給与のアップだろうという
ふうに思ってるんですが、もし違ったらごめん
なさい。処遇改善事業ってどういう事業なのか
教えてください。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未
来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。処遇
改善事業と申しますのは、地域ですね、例えば
自治会ですとか、民生委員さんとか、そういつ
た地域との連携とか協力、そういったものを主
に担当されるということで、非常勤の職員さん
にかえまして常勤の職員を配置する場合に、そ
の賃金の改善分に係る費用について補正をする
というものになります。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 非常勤から常勤にかわ
るというふうな今御説明だったと思うんです
が、今、非常勤の方々はどのくらいぐらいもら
ってらっしゃって、今度、常勤になるとどうい
うふうになるのかっていう、その辺のところは
何か積算がございますか。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未
来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。児童
クラブの賃金につきましては、それぞれの放課
後児童クラブによって異なっておりますので、
濟いませ、今現在、把握はしておりませ。
という状況です、濟いませ。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（堀口 晃君） ちょっと待ってくださ

い。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） わからないっていう、
じゃあ、この処遇改善の積算はどういうふう
にされたんですかね。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未
来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。補正
予算のですね、要求時点で、国からのQ&Aと
いうものは示されておりませし、現時点でも
補助金の交付要領というものは出ておりませ
ん。ですから、対象となる事業の経費について
は、明確となっていないという状況でございま
すので、現在のところは補助基準額、計上をさ
せていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（堀口 晃君） いや、ちょっと待つ
て。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 濟いませ。えっ、示
されていない、決まっていないということにつ
いて、基準額での算定ということですから、し
かしまあ4クラブが手を挙げて、うちはこの処
遇改善をしますよというふうに言われたなら、
一律に4クラブが、例えばこれは1100万円
をもう4つに単純に割るという、こういうこと
でいいんですかね。そうでもない。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未
来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。1ク
ラブ当たりこの処遇改善事業につきましては2
31万……、「280」と呼ぶ者あり）28
3万1000円というのが補助基準額でござい
ますので、基本的にはそれを1クラブ当たり、
それを上限に実際の賃金の改善額で補助をする
という形になります。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。それならば、今現在、その4クラブがですね、今現在、幾ら非常勤についてお支払いをしてる、今度、常勤になるとこうなりますというふうなところが、それぞれの4クラブから上がってきてるわけではないんですね。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。3月の末にですね、それぞれの放課後児童クラブに要望の調査というのをかけておりますし、補正の時点では確認をさせていただいているところでございますけども、具体的に金額等が上がってきているというわけではございませんし、クラブによってはこの事業が認められれば非常勤職員を常勤職員にかえたいというふうに考えていらっしゃるという状況もございますので、現在のところではそういった数字を持っていないという状況です。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） こういう状況で、部長、よろしいんでしょうかね。積算するときですね、何もわからない状況の中で、向こうの非常勤が今幾らもらってるのかってわからない状況で、この処遇改善という部分の国から示された283万1000円という部分を上限として4クラブに与えますよという。で、あとは向こう、そちらのほうで私たちは把握してないから、非常勤が幾らもらってる、常勤が幾らもらってるかわかんない、それぞれ違いますよっていう状況の中で、じゃこの補助金が出たならば、それをいきなり満額ぐらまで、これ限度額だと思うんですけどもね、283万1000円まで上げるっていう状況も中にはあるんじゃないかなっていう、というふうに何か憶測で考

えてしまうんですけども、しかしそういうふうな状況が、こういう補助金をつける部分についてあっていいのかなと思うんですけど、その辺は大丈夫なんですか。（発言する者あり）

○委員長（中村和美君） はい、どっち。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

あ、済いません。

○委員長（中村和美君） 上田健康福祉部部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

失礼しました。その点につきましてですね、4クラブからの申請が出てるということでございますので、そういった申請クラブにつきましては、状況等をですね、十分把握した上で、補助金の申請なりするというのは当然あるかと思っております。

その点について、今回、答弁がちょっと不足している部分があるかと思っておりますけど、大変申しわけありません。事務執行部のほうで、担当部局のほうですね、今後十分にその辺については把握するようにしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。まず、私の考えはですね、処遇改善に手を挙げられた4クラブについては、そこに非常勤がいらっしゃって幾らもらってますと。で、今度常勤になるならば幾らになりますと。で、その部分について280万円を超えるようなことがあっても、うちはそれを引き受けますであったりとか、うちは283万円以下なんで、大体200万円ぐらいでおさまりますなんていう、こういう部分が出てきて当たり前のような気がするんですけども、その辺はなしというふうなところは、ちょっと非常に私は腑に落ちないというところがあるんですけども、どうなんですかね。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。（「何かありますか」と呼ぶ者あり）

○こども未来課長（白川健次君） はい。大変申しわけありません。

この処遇改善事業につきましては、1つの条件としまして平成25年度の賃金と比較しまして、その改善分というのが対象になるという制限もございますので、そういったところをきちんとですね、踏まえながら、対応していきたいというふうに思います。

○委員（堀口 晃君） わかりました。はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） わかりました。ちょっと納得はいきませんが、少なくとも補助対象になる部分については、手を挙げられたところについてはそういうふうなプロセスをとっていただきたいなというのがございます。

そこでもう一つですね、その処遇改善の事業をされて、今、非常勤から常勤に変わる方がいらっしゃるんですよね、そこは給与が上がるという状況になるんだろうと思います。

で、その部分について、今年1年だけ上がって、来年はこれちょっと違うよ、そういう補助金がないからできませんよっていう話にはならぬだろうと思うので、これからずっとそれを継続していけるならば、そういう補助金が継続して出るというふうなことでいいんですかね。その辺はちょっとお聞かせいただきたいと思いますが。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。その辺につきましては、国から明確に示されているわけではございませんが、当然、子ども・子育て支援新制度のスタートに伴いまして、放課後児童クラブの質の改善を図るという目的がございまして、継続されていけるというふうに考えております。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。今後ですね、国とか県、いつ補助金を打ち切るという状況があるかもしれませんけども、そのときにはですね、ぜひ市での対応をぜひお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（中村和美君） ほかに、ございませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） 私も同じく放課後児童健全育成事業についてお尋ねしたいと思います。

財源内訳に関係して質問させていただきたいと思いますが、今回、予算の組み替えもあわせてなさろうかとされてるというふうに思いますが、放課後児童クラブのそれぞれの事業費、運営費といいますか、の内訳としては、イメージとして利用されるお子様お一人お一人からの利用料と、それから国と県と市、それぞれの公費が支出されてると思うんですが、これまで公費の負担割合ですね、が、どれほどだったのが、今回27年度から、まあ今回ですね、どう変わろうとしているのか、その変更、率の変更をお尋ねしたいというのが1点と、そもそも1園ごとの児童クラブの事業費っていうのは、どういう算定に基づいて得られてるのか、その算定方式についてお伺いします。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。まず、委員御質問1点目、補助の率の変更についてでございますけども、昨年度まではこの放課後児童健全育成事業につきましては、県からの3分の2の補助というような形でございましたけれども、今年度からは国から3分の1、それから県から3分の1ということで、直接市のほうへ補助されるというような形に見直しをされ

ております。

それから、もう一点、事業費の補助基準額の積算でございますけども、基本的には基本額の部分というのが利用されるお子さんの人数によって算出されまして、それに例えば開所日数の加算ですとか、あるいは長時間の受け入れの加算というような幾つかの加算が追加されるというような形で積算をされるという形です。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） 1点目の質問ですが、ちょっとおさらいしますと、確認ですけれども、これまで県から3分の2が出てたと、それが今後、国・県それぞれから直接3分の1ずつ出ると。で、県が3分の2を出してた従来型というのは、国から県に行った3分の1が入って、それを県の3分の1と含めて都合3分の2にして八代市にということだから、実際の県、国の出どころは違うけど、八代に入る割合というのは変わらないという理解でよろしいんでしょうか。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。委員おっしゃるとおり、直接交付されるかどうかという違いはございますけども、基本的には変更はないということです。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。わかりました。したがって、でも出どころが違うから組み替えなきゃいけないという理屈も理解してます。

で、次にですけれども、それぞれの児童クラブに係る事業費の算定、いわゆる国が定めてる算定方式に出たものに対して、国・県・市がどれだけ負担できるかっていうのが明記されてる

と思うんですけど、この件については従来から私、非常に懸念しておりまして、実際は熊本県はそういう国が定めた算定式がありつつも、利用者が払ったお金を上限として、それと同額までしか出さないわけですよね。だから、二重に預けていらっちゃって、お1人が5000円だとして、10万だったならば、国・県・市は10万までしか払わないと。でも、本当は計算式からいくと、もっといただけるよというのがあるにもかかわらず、ここが改善されていないというのが、熊本方式の何と申しますか、非常に私は異論申し上げたいとこなんです。

この件について、今回、算定方式が変わるということのタイミングの中ですね、市としては県に何がしかの働きかけなりなされたでしょうか。なされてないとしても、この件について引き続き何かお取り組みをお考えでしょうか。

ここをちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。確かに放課後児童健全育成事業につきましては、現在、本市のほうでは県の考え方に沿いまして、補助基準額と利用料、それを比較しまして、金額の低いほうで委託をさせていただいてるという状況でございます。

その中で、今回、国・県からそれぞれ直接の補助というふうになる中で、国のほうは補助基準額での補助を基本とする、しかしながら、県につきましてはまだ利用料上限ということしていきたいというふうに説明会の中で聞いているところでございます。

市としましてはですね、やはり今後の放課後児童クラブの安定的な運営ですとか、未設置校区への設置、そういったものを推進していくという中では、やはり補助基準額での委託というのは必要というふうに考えておりますので、いろいろな機会を捉えてですね、県のほうに対し

でも支援をしていただくようお願いしていきたいというふうに思います。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） 最後にですけれども、今までは国が県にお金を入れてて、でも県は自分たちのスキームを任意でつくってて、それを当てはめて市に上げられてたということで、県の裁量権が非常に強かったんですけど、今回国から直接率計算で来るということになる中で、それでも県が自分たちのルールを当てはめようとすると、非常に合点がいかないところがもっと広がったような気がするんですね。

これは、県下事業所同じ思いで県に要望書も出していらっしゃると思いますので、これを改善しないと小規模の児童クラブはとても困窮してる事情が延々に続くということになるろうかと思しますので、ぜひ力点を置いてですね、今後執行部の取り組みに期待していきたいと思います。

以上です。長くなって申しわけございません。よろしくお願いします。

○委員長（中村和美君） ほかはありますか。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。介護保険特別会計繰出金事業について、3275万3000円、これの対象者数ですね、対象者数と、その影響額というのを教えていただきたいなと思います。

○委員長（中村和美君） はい、秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） 長寿支援課、秋田でございます。

対象者の数でございますが、まず保険料の軽減に当たりましては、9358人でございます。

委員がお尋ねの繰出金の総額3532万60

00円につきましては、保険料の軽減以外の事務費も含めておりますので、それにつきましては対象者というのは把握はどのようにすればいいか……。よろしくお願いします。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。ちょっと質問の仕方がおかしかったですね。

軽減分という分、3275万3000円、これを単純に9358で割ればいいですか。影響額というのは。その軽減分になる、1人当たりの軽減。

○委員長（中村和美君） はい、秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。1人当たりの軽減は、3500円になると思います。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） これは年間ですか。

○委員長（中村和美君） はい、秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。失礼しました。回答の仕方が悪く、申しわけございません。

現在、年額3万4800円のところを、軽減後は3万1300円になりますので、年額で3500円の軽減となるものでございます。

○委員（堀口 晃君） はい、ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） ほかはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第53号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分について、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。
(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

◎議案第54号・平成27年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号

○委員長(中村和美君) 次に、議案第54号・平成27年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

はい、委員長。

○委員長(中村和美君) はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

はい。引き続き、議案第54号・平成27年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号につきまして、長寿支援課の秋田課長よりですね、説明しますので、どうぞよろしく申し上げます。

○委員長(中村和美君) はい、秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長(秋田壮男君) おはようございます、「おはようございます」と呼ぶ者あり)長寿支援課の秋田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、座りまして説明を申し上げます。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○長寿支援課長(秋田壮男君) 別冊になっております議案第54号・平成27年度八代市介護保険特別会計補正予算書・第1号でございます。初めに、予算書の1ページをお開きください。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ41

3万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ136億603万2000円といたしております。

それでは、内容につきまして、まず歳出から御説明いたします。6ページをお願いします。

3・歳出の款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費で、413万5000円を追加いたしております。

内容は、介護給付一般事務事業でございまして、介護保険制度の改正がありましたので、所要の経費を計上したものでございます。

節11・需用費の14万8000円は、制度改正に伴い様式の変更がありました介護保険負担割合証や、高額介護サービスの基準収入額適用申請書の郵送に用います窓あき封筒の印刷費でございます。次に、節12・役務費の86万2000円は、新しい介護保険負担割合証などの郵便代でございます。次の、節13・委託料の312万5000円は、制度改正に伴い、現行の電算システムを改修する必要がありますので、その経費でございます。

財源といたしまして、国・県の支出金156万2000円、一般会計からの繰入金257万3000円を予定しております。

次に、款2・保険給付費、項1・保険給付費、目1・介護サービス給付費におきましては、歳出額の補正はありませんが、制度改正に伴う財源の組み替えを行っております。内容は、介護保険料軽減に伴い、事業収入を3275万3000円減額し、その分を繰入金に組み替えまして、同額を計上いたしております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。戻りまして、5ページをお開きください。

2・歳入の款1・保険料、項1・介護保険料、目1・第1号被保険者保険料で、3275万3000円を減額いたしております。これは、制度改正によりまして、第1号被保険者の

第1段階に該当する9358人について、保険料の料率を0.05引き下げて介護保険料の軽減を図るものでございます。このことは後ほど御説明する介護保険条例の一部改正とも関係がありますが、現行の年額3万4800円を、改正後は3万1300円といたしまして、先ほど御説明いたしました、年額で3500円軽減するものでございます。

内容は、節1・現年度分特別徴収保険料で8544人分、2990万3000円の減額、節2・現年度分普通徴収保険料で814人分、285万円の減額でございます。

次に、款4・国庫支出金、項2・国庫補助金、目5・介護保険特別補助金におきまして、156万2000円を計上しておりますが、これは制度改正に伴う電算システムの改修に要する経費に対する国庫補助金でございます。

最後に、款7・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金におきまして、3532万6000円を追加いたしております。

内容は、節の4・低所得者保険料軽減繰入金の3275万3000円は、先ほど御説明いたしました介護保険料の軽減分について、一般会計から繰り入れるものでございます。次の、節5・その他一般会計繰入金の257万3000円は、制度改正に伴う電算システムの改修経費の一部や、新しい介護保険負担割合証の郵送などの介護給付一般事務事業に充てるものでございます。

以上で、議案第54号・平成27年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ありませんようでございますので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第54号・平成27年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号について、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第57号・専決処分の報告及びその承認について（八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○委員長（中村和美君） 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第57号・八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第57号・八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてお願いするものでございますが、国保ねんきん課の小川課長より説明させますので、どうぞよろしく願いいたします。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、小川国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課、小川でございます。

よろしくお願いいたします。

着座にて御報告させていただきますことをお許しいただきたいと思います。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） 議案書の29ページをお願いいたします。

議案第57号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

今回の条例改正につきましては、関係する地方税法等の改正が平成27年3月31日交付、同年4月1日施行とされたため、議会に上程するいとまがなく、3月31日付専決処分にて条例を改正したものであり、専決処分した事件については、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があることから提案するものでございます。

次の30ページは、3月31日付で専決しました専決第5号・専決処分書でございます。31ページに改正条文が記載されておりますが、改正の内容につきましては、お手元に配付してございます右上に、議案第57号関係資料と書いてある資料で御説明したいと思います。

改正概要でございますが、まず改正の趣旨としまして……。〔「ありますか」「前もって配ったやつかな」「はい、そうです」「箱の中に入っとった」と呼ぶ者あり〕よろしゅうございますでしょうか。〔「はい、オーケーです」「ありますか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村和美君） そこ、ありますね。〔「はい、いいです」と呼ぶ者あり〕

はい、どうぞ。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） 改正概要でございますが、まず改正の趣旨としまして、平成27年度税制改正の大綱、平成27年1月14日閣議決定において、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改定することとされたことに伴い、地方税

法等の一部が改正されたのに合わせ、八代市国民健康保険税条例においても必要な改正を行い、また、平成27年4月1日から施行となりますことから、3月31日付で専決したものでございます。

次に、改正内容の主なものでございますが、まず1点目が国保税の課税限度額の引き上げを行うもので、基礎課税に係る課税限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等に係る課税限度額を16万円から17万円に、介護納付金に係る課税限度額を14万円から16万円に引き上げるものです。

2点目が、国保税軽減の拡大を行うもので、低所得者の国保税の軽減措置の所得判定基準について、5割軽減の基準については、加入者数に乗ずる金額を24万5000円から26万円に、2割軽減の基準については加入者数に乗ずる金額を45万円から47万円とし、軽減判定所得の引き上げを行い、対象者の拡大を図るものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日でございます。なお、資料の2ページ、3ページは、改正条例の新旧対照表でございますが、左の欄が改正分で、アンダーライン部分が改正箇所となっております。

以上、御報告いたします。御承認のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村和美君） ないのでございますので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第57号・八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及び

その承認について、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) はい、挙手全員と認め、本件は承認されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

◎議案第65号・八代市介護保険条例の一部改正について

○委員長(中村和美君) 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第65号・八代市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

はい、委員長。

○委員長(中村和美君) はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

はい。続きまして、議案第65号・八代市介護保険条例の一部改正につきまして、長寿支援課、秋田課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(中村和美君) はい、秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長(秋田壮男君) はい。長寿支援課、秋田でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

では、座りまして、説明を申し上げます。

お手元の議案書の49ページでございます。条文は50ページからになります。お開きいただきたいと思います。

議案第65号・八代市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。なお、内容につきましては、事前にお配りいたしております議案第65号関係資料にて御説明いたします。

まず、1、改正の趣旨でございます。

昨年成立いたしました地域医療介護総合確保推進法に基づき、介護保険法の改正がございました。これにより、本年4月から公費を投入した低所得者の第1号保険料について、軽減を強化することになったものでございます。

具体的には、第1号被保険者のうち、介護保険料の所得段階が第1段階に該当する方を対象に、基準額に乗じる割合を0.05を超えない範囲で減じるというものでございます。

このことにつきましては、3月の本委員会において、少し触れさせていただいた経緯がございますが、その折は条例改正を市長専決で行う予定と御説明しておりました。

ところが、政令の公布が予想以上に遅くなり、仮算定の賦課日でございます4月1日に間に合いませんでした。4月10日に公布なされております。そのため、今回議案として御提出してる次第でございます。

次の、2、改正の概要でございますが、新旧の条文を比較記載いたしております。

改正案では、現行の第3条に第2項を追加し、前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず3万1300円とすると規定いたしております。

これは、今回の保険料改正が減額賦課であることを明らかにしつつ、減額賦課の期間及び減額後の保険料について、規定しているものでございます。

次の、3、施行日については、公布の日といたしており、次の4、適用日については、平成27年度以降の年度分保険料から適用といたしております。

続きまして、裏面をお願いいたします。

ここでは参考までに、介護保険料について新旧比較を行っております。今回の条例改正の対象は、網掛けをいたしております第1段階のみ

でございます。

以上で、議案第65号・八代市介護保険条例の一部改正の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございますので、なければこれより採決いたします。

議案第65号・八代市介護保険条例の一部改正について、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第66号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第66号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。引き続き、議案第66号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、こども未来課の白川課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）こども未来課の白川でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

議案第66号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明をいたします。

議案書は51ページからになります。

この条例は、今年度から全国でスタートいたしました子ども・子育て支援新制度におきまして、保育所よりも規模の小さな家庭的保育事業等につきまして、市が認可する場合の基準を定めたものでございます。

今回の提案の理由でございますが、この条例は厚生労働省令であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、こちらを踏まえまして制定しているものでございまして、今回この省令のうち、市町村が条例を定めるに当たって、必ず適合しなければならない従うべき基準となっております職員の資格要件のうち、保育士の数の算定の基準について一部改正がっておりますことから、必要な改正を行うものでございます。

お配りしております新旧対照表、こちらでございます、右上にですね、議案第66号関係資料と入れております。これのうちの第29条の第3項をごらんいただきたいと思います。

現行では、保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所A型に勤務する保健師または看護師を1人に限り保育士と見なすことができるといたしておりますが、今回の厚生労働省令の改正に沿いまして、保健師や看護師に加えまして、准看護師についても保育士と見なすことができることとしたものでございます。

今回の改正は、保育所等での保健師や看護師の確保が困難であるという地域の実情に鑑みて行われたものというふうに聞いております。

なお、第31条の小規模保育事業所B型それから第44条の保育所型事業所内保育事業所及び第47条の小規模型事業所内保育事業所についても同様の改正を行うものでございます。

施行は公布の日からといたしまして、厚生労働省令を改正する省令の施行日であります平成27年4月1日から適用するということにいたしております。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 済いません、お尋ねですけれども。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。看護師プラス今度は准看護師という部分で認定しますよということなんで、これをするによって、いわゆる保育士さんを見なすというようなことですが、ふえそうですか。今、本当少ないというふうにお聞きしてるんですけども、少しはふえそうかな。どうか、その辺だけお聞かせいただきたいと思います。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。ちょっとこれによって、本市においてですね、ふえるかどうかというのがはっきりお答えはできませんが、現在の状況といたしましてですね、保健師さんは保育所につきましては配置してはございません。（「ああ、なるほど」と呼ぶ者あり）それから、看護師さんにつきましてはですね、公立保育園で1、それから私立保育園で15園配置をしているというような状況でござ

います。

そういう中で、やはり看護師等の配置というのは、私立保育園を中心にですね、やはり需要があるということでございますので、今回この条例を承認いただきますれば、やはり准看護師という方の配置というのも進むのではないかと、いうふうには考えているところでございます。

○委員（堀口 晃君） はい、ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。はい、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございますので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第66号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午前11時41分 小会）

（午前11時42分 本会）

◎議案第67号・八代市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第67号・八代市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長（宮村博幸君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、宮村教育部

長。

○教育部長（宮村博幸君） はい。お世話になります。

それでは、早速でございますが、議案第67号・八代市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正につきまして、宮田教育政策課長が説明をいたしますので、御審議よろしくをお願いいたします。

○教育政策課長（宮田 径君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、宮田教育政策課長。

○教育政策課長（宮田 径君） はい。教育政策課の宮田です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第67号・八代市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正につきまして、御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○教育政策課長（宮田 径君） それでは、6月定例会議案の53ページをお願いいたします。

今年度からの教育委員会制度改正に伴いまして、新しい教育長の勤務条件につきましては、教育委員会規則で定めていたところでございますけれども、その後、勤務条件の中でも休日、休暇等については、条例で定めるのが適用であると判明いたしましたために、当条例の一部改正を行い、勤務条件に関する事項を加えるものでございます。

続いて、54ページをお願いいたします。

改正の内容につきましては、こちらに記載してあるとおりでございますが、よりわかりやすいように新旧対照表を1枚お配りしております。こちらの新旧対照のほうをごらんいただきたいと思います。

表の左側が改正案、右が現行でございますけれども、改正案では、第2条に教育長の勤務時

間、休日、休暇等については、八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例によるという一文を加えるものでございます。

なお、これに伴いまして、条例の名称及び第1条にも必要となる文言の追加を行っております。改正による条例の題名は、八代市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例となります。

以上が今回の改正の内容でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 現行のままの弊害で、今回、改正案に当たったのは、今おっしゃったことだろうと思いますけれども、ほかに何か考えられなかったのかという部分をちょっとお聞かせいただきたいと思います。現行のままの部分、何が問題があったのか、それとこの勤務時間の部分について、八代市の部分を適用するという状況がありますけれども、そのほかにはいろいろ考えられなかったのかという、こういうところですね。

○教育政策課長（宮田 径君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、宮田教育政策課長。

○教育政策課長（宮田 径君） はい。

今回の教育委員会制度の改正に伴います教育長の服務関係の規定につきましては、昨年の秋にですね、県で説明会がございまして、それで教育長の勤務条件等については、規則で定めるという、そういったお示しがなされていたものですから、そのように整備をしていたところでございますけれども、その後のちょっと詳しい資料のほうに、基本的に勤務時間等については規則でよ

ろしいですけれども、新しい教育長に職務専念義務、常勤で職務専念義務が課せられておりまして、これを、いわゆる免ずるには、法律または条例によらなければならないという、そういった規定が新たにこう、判明したものですから、職務専念義務につきましては、条例で決めてたんですけれども、休日、休暇等につきましては、やはり、その条例によらなければいけないという見解が、国のほうから示されたことによって、今回、条例の改正をお願いするものでございます。（委員堀口晃君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） 堀口委員いいですか。

○委員（堀口 晃君） はい。ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、なければ以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、なければこれより採決いたします。

議案第67号・八代市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について、原案とおとり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。
（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第68号・八代市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第68号・八代市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長（宮村博幸君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、宮村教育部長。

○教育部長（宮村博幸君） はい。

それでは、議案第68号・八代市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定につきまして、渡邊学校教育課長が説明をいたしますので、御審議よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい。

○委員長（中村和美君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい。それでは、失礼いたします。学校教育課の渡邊でございます。座っての説明とさせていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○学校教育課長（渡邊裕一君） よろしく願います。

それでは、議案第68号・八代市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について、説明をさせていただきます。

議案書の55ページをお願いいたします。あわせて、議案第68号関係資料と題しました1ページ目をごらんください。なお、この1ページ目は追加項目がありましたので、本日差しかえをさせていただいております。これは、条例制定の経緯をフロー図でまとめたものでございます。

それでは、本議案の提案理由についてでございますが、平成25年に公布されましたいじめ防止対策推進法の第12条では、地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとあります。また、第13条では各学校が基本方針を定めることを規定しております。さらに第14条には、地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局または地方法務局、都道府県警察その他の関係者によ

り構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができますとあります。

以上のことから、本市教育委員会では、早速平成26年4月に八代市いじめ防止基本方針を定めました。その全文を資料の2ページから載せております。この中で、各学校ごとの基本方針を定めて取り組んでいくこと、そして、本市においていじめ問題対策連絡協議会を設置することをうたいました。

そこで、今回条例を制定いたしますことで、いじめ問題対策連絡協議会を開催し、本市におけるいじめの防止に係る機関及び団体の連携及び協力の推進、情報共有、意見交換及び広報・啓発活動の推進を図っていくことで、各学校の取り組み支援につなげてまいりたいと考えております。

以上で第68号・八代市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。ちょっと確認だけ1点させていただいていいですか。

今、資料の中ですね、いじめ防止基本方針というのがついています。その中の4ページに（2）の本市が実施する施策のアの部分の（ウ）のところに、スクールカウンセラーとかって言葉が出てくるんですけども、本市におけるスクールカウンセラーっていうのは何人ぐらいいらっしゃいますか。

○委員長（中村和美君） はい、渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー

一につきましては、県の職員として教育事務所に配置されておったり、各学校に配置をされておりますが、正式な人数については資料をきょう持ってきておりませんので、お答えできませんけれども（発言する者あり）、はい、各学校に1名あるいは複数の学校に2校で1名というようなところで配置をしているところです。10名前後になるかと思います。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） じゃ、よかったら後で資料でも（「はい」と呼ぶ者あり）。

○委員長（中村和美君） じゃあ、後ほど資料でお出しいただきたいと思います。

ほかありませんか。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。御提案の条例案について、お尋ねしたいと思います。

第3条のところですが、協議会の組織の構成ということで、いろいろな機関から選任される御予定というふうに記載されているところですが、その中で、例えば、八代市内の小・中・特別支援学校の教職員とございます。それぞれの団体からの職員っていうのは、こういった職、いわゆる校長先生から新任の先生もいらっしゃるでしょうけれども、学校——小学校、特別支援学校においては、どのような想定をなさっているのかお尋ねします。

○委員長（中村和美君） はい、渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい。八代市が設置する小・中・特別支援学校の教職員の現在の想定といたしましては、小学校長会長、中学校長会長、さらには生徒指導連絡協議会というのを立ち上げておりますので、そちらの代表者の方——校長先生になりますが、この3名を

今のところ考えているところです。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） ありがとうございます。そうすると、全ての小・中学校、特別支援学校、1校、1校からということではなくてから、小学校、中学校の校長会、いわゆる代表という形で御出席いただく、そこで協議会でいろいろなお話があったことについては、園長・学校長会あたりでつないでいかれるっていうことになろうかと思うんですが、続けてですけども、第4条に任期は2年ということで、委員が欠けた場合のことを書いてございますけれども、例えば2年目の人事異動によって、校長会の先生が他の自治体といいますか、他の教育委員会に異動されることもあろうかと思うんですが、ここでいう2年間の想定っていうのは、その校長会の職についていられれば、そのまま2年間在任すると、もし御退職だとか、かわられた場合には、新しくその会長の職にあられる方が、欠けた場合の任期を務められると、そういうような理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい。おっしゃるとおりでございます。4月に新たに赴任いたしまして、会長となられた先生を想定しております。（委員西濱和博君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、先ほど堀委員からスクールカウンセラーの人数についての資料要求がありました。

お諮りいたします。

本委員会として要求することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、御異議なしと認め、そのように決しました。よろしく願いしておきたいと思います。

それでは、質疑が終わり、意見ありましたらお伺いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございますので、これより採決いたします。

議案第68号・八代市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

次に、本委員会に付託となっております請願・陳情はありませんが、郵送にて届いております要望書について、写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただければと存じます。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

・教育に関する諸問題の調査

・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（中村和美君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調

査、以上の2件です。

・教育に関する諸問題の調査（八代市（中央）
公民館体制の基本方針について）

○委員長（中村和美君） このうち、教育に関する諸問題の調査について、八代市（中央）公民館体制の基本方針について、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○教育部長（宮村博幸君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、宮村教育部長。

○教育部長（宮村博幸君） はい。

八代市（中央）公民館の基本方針につきまして、澤田生涯学習課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、澤田生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤田宗順君） 生涯学習課の澤田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

まず、本日の資料ですが、お手元に八代市（中央）公民館体制の基本方針についてと書かれた資料を1枚用意させていただいております。よろしゅうございますでしょうか。

まず、資料のタイトルの八代市（中央）公民館と表記しておりますけれども、これは八代市公民館条例別表に八代市公民館があり、その位置は千丁町新牟田1502番地1生涯学習課内とあり、中央公民館とは明記されておりますせん。また、残る21の公民館は各校区にあることから校区公民館とも呼ばれております。今回、中央公民館体制へ移行する八代市公民館を校区公民館と区別する必要があることから、括弧書きで表記したもので、ここでは中央公民館というふうに呼ばせていただきたいと思います。

本日は、6月の政策会議におきまして、八代市（中央）公民館体制の基本方針が確認され、政策決定いたしましたので、御報告をさせていただきます。

また、八代市中央公民館への体制移行についての考え方につきましては、本年3月の文教福祉委員会におきまして説明をさせていただいておりますので、一部説明が重複するかもしれませんが、御容赦いただきたいというふうに思います。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、これまでの経緯についてですけれども、本市の公民館体制は、これまで21の校区公民館を使い、地域の学習、生涯学習の場の提供や、公民館活動を担ってまいりました。旧市では、市民の多様化する学習ニーズに対応するため、生涯学習施設、関連施設の総合的連絡調整、事業の体系化、相談等を行う中核施設の整備に向けた取り組みを行う上で、中核公民館として必要な機能を備えた中央公民館の設置について、必要性は認めつつも、合併後も具体的には検討されない状況となっております。

現在、住民自治によるまちづくりを推進しておりますが、住民自治によるまちづくりをより一層推進するための具体的方策として、平成28年4月を目途に、現在の校区公民館を地域の活動拠点としてのコミュニティセンターとして位置づけ、施設を市長部局で一元管理する。教育委員会は、既存と、既存施設等を視野に入れ、中央公民館を整備し、校区公民館体制から中央公民館体制へ再編するという基本方針が、平成26年5月の政策会議において決定されました。

これを受けまして、教育委員会では、住民自治によるまちづくり推進体制の構築を共同で進める必要があります、これまで校区公民館で行ってききました公民館事業を継続的、発展的に実施し

ていくためには、校区公民館体制から中央公民館体制への移行、及び八代市中央公民館の位置づけ、及び整備につきまして、既存施設の活用を視野に入れ、検討を進める、始めるということにしたところです。

また、校区公民館を市長部局に移管し、コミュニティセンター化することで、八代市公民館条例上、残るは八代市公民館のみとなり、施設設備を持たない公民館となります。このことにより、本市の公民館活動を実践する施設がなくなることから、社会教育法に基づき、一定の施設を持つ中央公民館を早急に整備する必要が出てまいりました。

公民館活動の充実と効率的なサービスの提供を行うため、校区公民館体制から中央公民館体制への移行に当たりましては、まず中央公民館は市全体を中央で統括し、全市域を対象として行う公民館活動が実施できる施設とし、既存施設の有効活用を視野に入れ、位置づけと整備を行う。整備に当たりましては、八代市教育文化センター建設基金の活用を検討する。

次に、生涯学習課の体制を再編し、中央公民館に公民館主事を集約し、企画運営などの一元化を図る。公民館主事が複数校区を担当し、校区公民館で実施してまいりました公民館活動を継続して行います。また、業務の移行につきましては、中央公民館で実施していくもの、コミュニティセンターを活用して実施していくもの、コミュニティセンターに引き継ぐものなどを明確にしていくこととしました。

そこで、施設にホールを持った八代市厚生会館、パトリア千丁、鏡文化センター、やつしろハーモニーホールの4施設を対象として、所管への打診、その結果を踏まえた課題整理を行ってまいりました。

課題整理を行った結果につきましては、3月の文教福祉委員会で御説明させていただいておりますので、詳細は省略させていただきます

が、施設活用状況、位置、利便性、整備費、移行状況等を総合的に評価し、パトリア千丁が適していると評価したところです。

この検討内容につきましては、八代市教育委員会、それから八代市公民館運営審議会、八代市社会教育委員会、そして市議会文教福祉委員会等で説明を行い、御意見をいただいていたところです。

関係機関等からの御意見を受け、八代市（中央）公民館体制の基本的方針案として取りまとめまして、5月14日、八代市教育委員会、5月19日、八代市総合教育会議にお諮りし、御承認をいただきました。

最終的には、これまでの公民館体制と大きな政策転換となることから、6月11日の政策会議にこの基本的方針案をお諮りし、決定いただいたものです。

基本的方針の内容につきましては、その下に書いております四角の2ポツであらわしております。

まず、平成28年4月の校区公民館のコミュニティセンター化に向け、公民館体制の移行を行ってまいりますが、現在の状況や今後の本市の現状を総合的に判断しながら進める。もう1点は、総合的に評価しましたパトリア千丁を中央公民館として位置づけ、施設の改修は必要最低限で随時行っていくとしたものです。

資料の2面をごらんいただきたいと思います。

今後の主なスケジュールについてですが、今後は、基本的方針が決まりましたので、実施に向け関係する課かいや関係機関との調整に入ります。また、公民館条例の改正につきましては、12月の市議会に提案させていただきたいと考えております。その後は、中央公民館の周知作業と校区公民館の所管がえの手続を行ってまいります。

施設の改修につきましては、28年度に入り

ましてから着手し、業務に支障がないようにしてまいりたいと考えているところです。まずは、平成28年4月には中央公民館として開館でき、校区公民館体制から中央公民館体制へのスムーズな体制移行ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、八代市（中央）公民館体制の基本的方針についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。ただいま説明が終わりましたが、その前にちょっとですね、この内容で、政策会議、6月11日において「決定される」じゃなくて、もう「決定された」ですね。「される」、6月11日はもう過ぎとる。もう決まっとる。（「されました」「された」と呼ぶ者あり）「た」、だな。（「申しわけございません」と呼ぶ者あり）という訂正でございます。

はい。本件について、質疑、御意見を伺いたいと思います。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。私も一般質問で今回取り上げさせていただいて、この件については、いろいろ質疑をさせていただきました。

その中でですね、まずお聞きしたいのが、6番目に書いてある検討内容について御意見をいただいたというふうなことでございます。その7番目について、各機関からの御意見を受けて方針案をつくったと、案は私たち見てないんですけれども、で、それについて八代市議会の文教福祉委員会の説明を行って御意見をいただいたと、その内容については、どういうふうに見解をされておられますか。文教福祉委員会に説明をしたけれども、あのときは議会軽視じゃないかっていうようなお話と、パトリア千丁はおかしいんじゃないかっていうお話はありましたけれども、その辺については何も反映されない

っていうことになるんですか。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○生涯学習課長（澤田宗順君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、澤田生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤田宗順君） はい。文教福祉委員会の説明、行いまして、その意見につきましてはですね、パトリア千丁を中央公民館にすること、それから教育文化センター建設基金を施設改修に全て充てることについては反対というふうな意見があったというふうなことで引き継いでおります。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） ということは、この市議会議員の文教福祉委員会に説明しても、私たちの方針は何も変わりませんよと、私たちが今進めている分について丁寧に説明をしましたけれども、気に入らさんだったっていうふうなところの中において意見がありましたと、それについては仕方がございませんと、それはもう、私たちは肅々と平成28年4月の施行の中で進めていくという、こういうお考えでいいですか。

○委員長（中村和美君） はい、宮村教育部長。（委員堀口晃君「意見が何も通らんっていうのは、何度会議したって一緒だん」と呼ぶ）

○教育部長（宮村博幸君） 御意見を承っておりますことも存じ上げておりますが、現在の状況において、中央公民館を28年4月1日からスタートをさせたいという、させなければならぬということから、御意見は大変貴重なものとして承っておりますが、この28年4月1日からのスタートということで進めさせていただきたいと考えております。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。その中でです

ね、御意見をいただくのに教育委員会の勉強会であったり、公民館運営審議会、社会教育委員会、こういった方々に見せられた資料は、私たちが3月9日月曜日にいただいたこの資料のもとで審議をされたっていいですか。

(発言する者あり)

○生涯学習課長(澤田宗順君) はい。

○委員長(中村和美君) はい、澤田生涯学習課長。

○生涯学習課長(澤田宗順君) はい、当時議会のほうに御説明させていただいたときの資料と同様のものというふうに、同様のものです。

○委員(堀口 晃君) はい、委員長。

○委員長(中村和美君) 堀口委員。

○委員(堀口 晃君) もう私も一般質問で何回も言いますが、この中については非常におかしい部分がありましたでしょう、私が言いましたように。

その中においては、利便性の中において、なぜ厚生会館がバツなのかというふうな話、パトリア千丁はなぜ丸なのか。利便性においては丸とかバツとかってというような部分をつけるならば、利便性においては厚生会館のほうがよほど利便性がある、そしてそれがバツである、こういったものはおかしいんじゃないかっていうふうなお話をさせていただきました。こういった資料をもとにお話をさせていただくと、どうしてもパトリア千丁になってしまうんじゃないですかってようなお話をさせていただきました。できない、できない、できない、パトリア千丁だけオーケーですよ。

しかもその中においては、位置的なものについても基準が全く違うという状況がございました。1つは、厚生会館は、人口集中地域にあるということ、それで適していると。今度は、パトリア千丁については、市域全体で考えると中心部であり適しているって、こういうお話。ところが、鏡文化センターは、市の北西に

位置し余り適さないという。千丁とですね、鏡という部分については、こっちより、市役所よりも近いところにあるんですよ、市の中心、全体的に考えるなら当然鏡もそういうようなところになるんじゃないですか。

そういうね、こういう間違った情報であったりとか、恣意的とは言いませんけれど、意図的にね、パトリア千丁に持っていくような会議が果たして有効かどうかってことが私が疑問に思っているところです。そこについてはですね、やはりもう少し精査する必要もありますし、そこはもう1回考えてもらわないといけないんじゃないかなと思いますね。

こんな資料で説明をされたなら、その委員の人たちは、そうですね、そうですね、じゃあパトリア千丁にするしかないですねって、答えるしかないような資料をもとに会議を進められたって、そこしかないですもん。こんな資料をもとに、議論がなされたって、こと自体、私は会議の意味がないような気がします。意図的につくられた、パトリア千丁につくるんだというふうな状況の中でつくられたこの資料について、私は認めるわけにはいきません、この資料で審議されたならば。もっと違う視点でお話をされたならば、私はええかと思いますが、それ以外の部分については、これについては、もう本当に意図的に、千丁のパトリア千丁につくるんだということが明快であります。

こんな資料で会議をされたって、ことについては、私はまだおかしいというふうに思います。

○委員長(中村和美君) はい、宮村教育部長。

○教育部長(宮村博幸君) はい。澤田生涯学習課長のほうから、全ての会議が3月、ことし3月にこの委員会で説明をされた資料と同様のものだという説明をいたしました、基本的に流れっていいでしょうか、中身はそう変わっ

てはおりません。しかし今、堀口委員御指摘がございました位置の問題、それから位置が適しているかどうかという部分、使い勝手の問題につきましては、訂正を加えております。これにつきましては、5月以降の会議におきましては、訂正を加えたもので説明をさせていただいております。

厚生会館が利便性の上でバツになっておりましてところは、二重丸という形に、評価の部分でございますが、形はさせていただいたところでございます。

○委員（堀口 晃君） はい、いいですか、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員どうぞ。

○委員（堀口 晃君） それは、文教福祉委員会にはそういう資料なんか見せていただいてもないですよ。きょう、このペーパー1枚ですよ。なおかつ、その八代市（中央）公民館体制の基本的方針案というのも、私たちはまだ見せてもらってもいいですよ。

こういう状況についてはね、説明責任というふうについて、きょう何をお話しなさろうとしているのか。こういう経過ですよ、だから平成28年4月にコミュニティセンター化をして、そしてパトリア千丁に中央公民館を持ていきますよ、これを説明しましたっていう、これだけなんですか。意見を聞くとかそういったやつはないんですかね、ここでは。何をもって、ここで意見を聞いて、どうしたいんですかね。私たちが文教福祉委員会として、どんな意見をお望みにしてる、これでオーケーですよということをお望みにしているのか、もう少し意見を聞かせてくれというふうにおっしゃってらっしゃるのか。

それならば、先ほど改ざん、改ざんとは言いませんが、書き直しをされた部分、最初の説明とは大きくは変わってないけれども、幾つかは

訂正をしたと。訂正した分は、私たちに何も見せてもらってないじゃないですか。そして案も、私たちに、基本的方針案も私たちには見せてもらってない。こういう状況の中で、来年の4月にはオープンします、パトリア千丁につくります、そして基金を使わせていただきます、こういった話はおかしい話ですよ。

まず最初に、訂正した分、私はその訂正した、それが最初のやつとは違うならば改ざんしたってしか私は言いようがないですよ。改ざんしたやつをまた見せてっていうような、私たちに一番最初に出したやつを変更されたわけですよ、それを私たちに見せてもらってないし、何も聞いてない。なおさら、この部分については、基本的方針案も私たちには何も示されてない。ただ今回、このペーパー1枚だけですよ。

何をお聞きになりたいのか、何を審議してもらいたいのか、これ。それを聞かせてください。

○教育部長（宮村博幸君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、宮村教育部長。

○教育部長（宮村博幸君） はい。今回、政策決定をしたということでの御報告をさせていただきたいというのがまず第一義でございます。きょう、また厳しい御意見をいただいております。ところでございますが、今後ですね、方針決定の後、今いただきました御意見をどのように反映させるかということになりますけれども、しっかり受け止めまして、まずは御指摘がありました訂正をいたしました資料につきまして、御説明をさらにしなくちゃいけないのかなというふうに思っております。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） それも1つですけど

も、今、先ほどいただきました、ここに報告がありました八代市〔中央〕公民館の体制の基本的方針案というのはどこにあるんですか。これがこれですか。（「いえ」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、どっちいのか。

はい、澤田生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤田宗順君） はい。今、御意見がありましたこの八代市（中央）公民館体制の基本的方針の資料について、よければ配付させていただきたいというふうに思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 政策会議で決定をしたっていうなら、これを決定させていただきましていうことで、最初に資料を配る必要があるんじゃないですか。言われてから配るんじゃなくて、最初にこれを、こういうふうなことで政策会議で決定をされましたので、一読お願いしますというところが、まず最初にそれがないといけないんじゃないですか。この基本的方針についての説明をした後にでもこうやって、今、部長がおっしゃられた政策会議でこういうことで決定されましたってような話をきょうここでしたってという話ならば、じゃあ何をもって政策会議で決定されたのっていう、その資料がないことには私たち判断も何もできないじゃないですか。それについて意見も述べられないじゃないですか。

○委員長（中村和美君） それはいつ、書類は後日。（「いや」と呼ぶ者あり）持ってきてある。（「はい、持ってきております」と呼ぶ者あり）

澤田生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤田宗順君） はい、持っていて、準備をしております。

○委員長（中村和美君） はい、小会します。

（午後0時18分 小会）

（午後0時22分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

ただいま澤田生涯学習課長より八代市（中央）公民館体制の基本的方針ということで資料をいただきました。

堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。今初めてですね、この八代市〔中央〕公民館体制の基本的方針というやつをいただきましたので、きょうもらったばかりですので、これからですね、ゆっくりこれを読ませていただいて、今度11月には条例改正案の教育委員会から提案があるっていうことでございます。この間の中でですね、いろいろなまた教育委員会の皆さんとの議論があるんだろうと思いますんで、きょうは、ここは私は持って帰って勉強させていただきたいというふうに思ってます。

○委員長（中村和美君） はい。それではよろしゅうございますでしょうか、皆さん。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい、ちょっとまた確認させておいてください。

先ほど堀口委員がおっしゃったですね、3月9日の文教福祉委員会のときの委員会の資料の中についているやつが、パトリアとか厚生会館とかですね、4カ所の分に関して、八代市教育委員会の勉強会、公民館運営審議会、社会教育委員会等々でっていう説明があったということなんですけれど、本当おっしゃるとおりですね、4つの施設とも、どこを公民館というふうにしても社会教育法の制限がかかって利用者が偏って、市民としては使い勝手が悪い施設となるっていうのがですね、これハーモニーホールだけしか書いてないんですよ。本当にほかの3カ所、この資料を使って説明されたとなれ

ば、例えば社会教育委員の皆さんの会議でされたときとかっていうのは、本当にその真意がうまく伝わってないんじゃないかなっていうふうに思うんですけどもね。

本当にこの資料、先ほど宮村部長がおっしゃったのは、ある程度改正してからの会議っていうのは、5月以降の会議では、資料に訂正を加えてお諮りされているっていうことで、きょうのこの資料でいくとですね、(6)の教育委員会の勉強会とか、公民館の運営審議会とか、社会教育委員会というのは、いつごろされてたんですかね。これも5月の変った会議の資料でされてるんですかね。

○委員長(中村和美君) はい、澤田生涯学習課長。

○生涯学習課長(澤田宗順君) 先ほど申しました教育委員会の勉強会は、ことしの1月と2月に行っております。それから、公民館運営審議会につきましては1月、社会教育委員会につきましても1月ということで説明を行わせていただいております。

○委員(堀 徹男君) はい。

○委員長(中村和美君) はい、堀委員。

○委員(堀 徹男君) で、文教福祉委員会は3月にやったですね。ということは、もう既にそのときの勉強会のときには、もうこの3月9日に我々がいただいた資料で検討されてたということですかね。

○教育部長(宮村博幸君) 委員長。

○委員長(中村和美君) はい、宮村教育部長。

○教育部長(宮村博幸君) はい、おっしゃるとおりでございます。(委員堀徹男君「はい、わかりました」と呼ぶ)

○委員長(中村和美君) はい、堀委員。

○委員(堀 徹男君) はい、じゃあ後でまた研究してから。

○委員長(中村和美君) はい、それでは……

○委員(堀口 晃君) 委員長、ちょっといいですか。

○委員長(中村和美君) はい、堀口委員。

○委員(堀口 晃君) 私、今、ちょっと気づかせていただいて、まあ後でゆっくり見させていただこうと思って、今、先ほどの施設利用評価の部分についてちょっと見させていただいた中に、今回はパトリア千丁の部分の位置的については、前も二重丸でしたけれども、厚生会館も二重丸、二重丸になっているんですけれども、この位置的については二重丸の意味がよくわからないですよね。どこを基準として位置的な部分をしているのか、あるいは人口集中の部分でしてるのかという部分については、全部二重丸っていうのはおかしい話だし、そしてなおかつ、利便性についても厚生会館はなぜバツで、利便性についてパトリア千丁はなぜ丸なのか。

○委員長(中村和美君) いいですか、今度。

○委員(堀口 晃君) まあ、こういうふうなところが、私、今、見受けられましたんで、こういうところも今後ですね、話をしたいと思っております。以上です。

○委員長(中村和美君) 先ほどのとおりです。11月、また文教福祉委員会へ出てくると思いますので、そのときに十分ですね、していただくようお願いを申し上げて、よろしいでしょうか、皆さん。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これで八代市(中央)公民館体制の基本的方針についてを終了します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について

て、お諮りいたします。

所管事務調査２件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

しばらく小会します。はい、御苦労さまでした。（「どうもありがとうございました」「失礼しました」と呼ぶ者あり）

（午後０時２７分 小会）

（午後０時４４分 本会）

○委員長（中村和美君） はい、本会に戻します。

次に、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本件については、３月２０日の本委員会において、平成２７年５月２０日から２２日までの３日間、行政視察に参ることとし、お諮りしたところですが、その後、日程を再調整させていただいたことにより、本日再度お諮りいたします。

本委員会は、平成２７年７月２８日から３０日までの３日間、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査のため、東京都武蔵野市、埼玉県川越市、東京都中野区へ行政視察に参ります。このことについて、議長宛て派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって文教福祉委員会を散会いたします。お疲れさまでございました。（「お疲れさ

までした」と呼ぶ者あり）

（午後０時４５分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２７年６月３０日

文教福祉委員会

委員長